

沖縄県地域医療再生計画（二次）（平成23～平成25年度） （周産期医療・障害児歯科・離島病院機能強化と遠隔読影による支援に重点化）

現状

- 北部病院の産科は診療制限、中部地区が支援
- 沖縄本島中南部地区のNICUは満床状態
- 障害者の歯科治療に必要なハード・人材の不足

課題

- 北部地区の妊婦、中部病院に負担が掛かっている
- NICUから在宅に移行できず、滞留している
- 障害者の歯科治療は、予約で埋まっている状態
- 離島での患者の治療適用・救急搬送の判断が困難

看護師・助産師の確保・



計画の目的

各医療圏において、各医療機関及び医療従事者が、求められる役割を、将来にわたって最大限発揮できるような体制を整備する

北部病院
産科の再開
院内助産所整備

産科医の派遣

中部病院
総合周産期の機能拡充

(社)沖縄県助産師会
母子未来センターの設置
助産師の資質向上
助産・母子保健事業

小児発達センター改築によるNICU後方支援

琉大病院、県立病院
を中心とした
地域支援グループ

琉大病院

口腔衛生歯科治療センターの設置 障
害者歯科・全身麻酔歯科の実施

遠隔読影
コンサルテーション

若夏愛育園等の改築
によるNICU後方支援

南部医療センター
総合周産期の

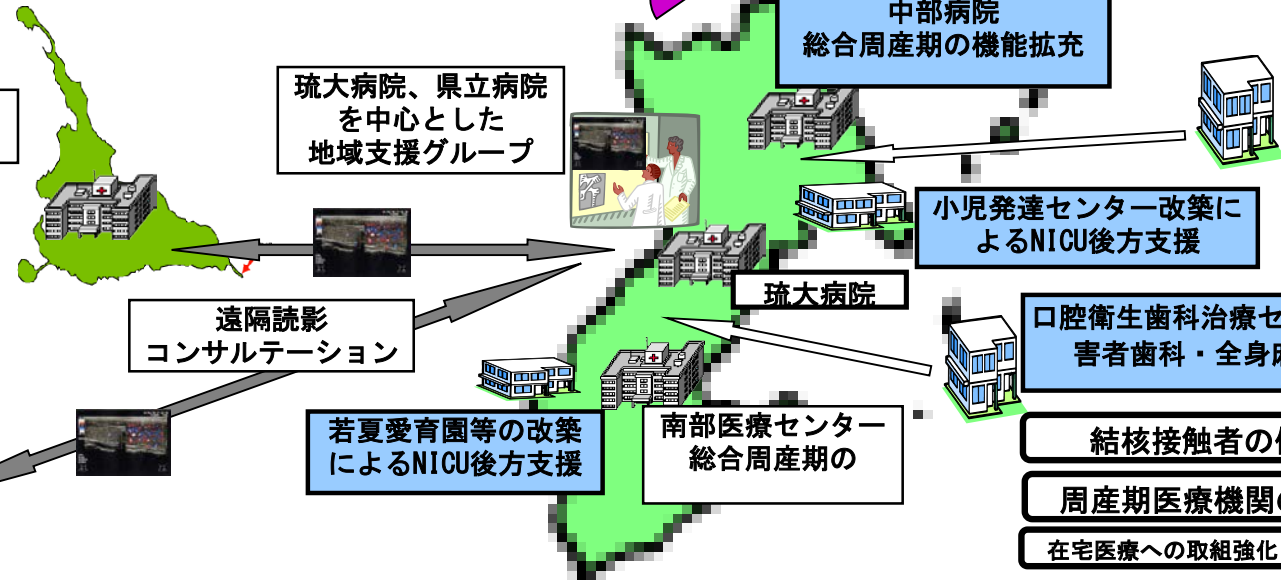
- 結核接触者の健診強化
- 周産期医療機関の連携強化
- 在宅医療への取組強化（看護・薬局）

県全体で取り
組むべき課題
に対応する

宮古病院
検査機能強化

医療の質の向上
患者負担の軽減

八重山病院
検査機能強化



沖縄県地域医療再生計画（二次）作成の基本的考え方、重点項目

1 沖縄県地域医療再生計画（二次）作成の基本的考え方

(1) 作成に関し、特に重視した点

- ① 三次医療、それと連携する一次・二次医療の課題解決の取り組みを行い、相乗・補完的な事業効果により、計画全体の効果を高める。
- ② 各事業に、具体的な数値目標を設け、達成を図るため努力する。
- ③ 各事業に適切な自己負担を行い、県（県病院事業）・各医療機関・職能団体・医療従事者のそれぞれが財源を捻出する。
- ④ 地域医療再生計画終了後に、計画・事業の成果が継続的に発揮できる体制を構築し、事業の成果及び体制整備により、各事業者がその維持・発展に必要な予算・収入の獲得に努力する。

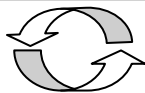
(2) 重点項目

① 周産期医療の各医療圏での課題解決と、周産期医療に係る問題をより少なくするため、県全体で体制を整備する

北部医療圏

- 診療制限をしている県立北部病院へ、産科医の派遣
- 県立北部病院で、助産師外来・院内助産所を開設

北部医療圏の地域周産期医療の充実



切れ目のない周産期医療と

中部医療圏

医療機能の役割分化の促進

- 総合母子周産期センターの県立中部病院の機能向上
- 県立中部病院で、助産師外来・院内助産所を開設

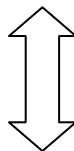
総合周産期NICUの機能向上・産科医の負担軽減

南部医療圏

- 総合・地域母子周産期センターの機能強化

三次医療圏

(沖縄県全体)



NICUの有効活用

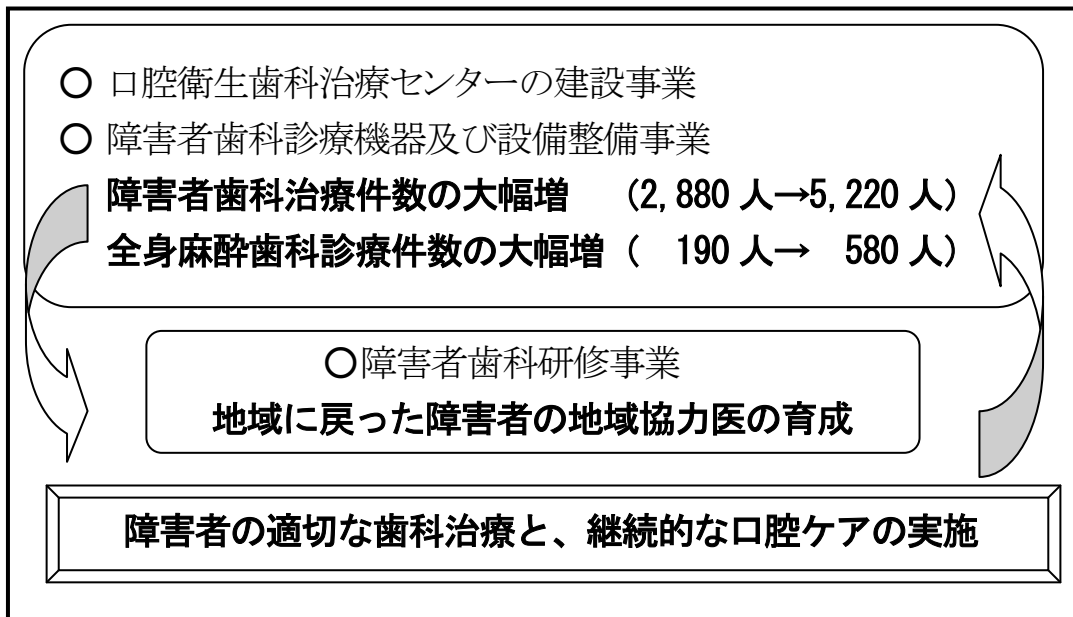
NICU後方支援（在宅・通園支援）

高リスク出産の減少

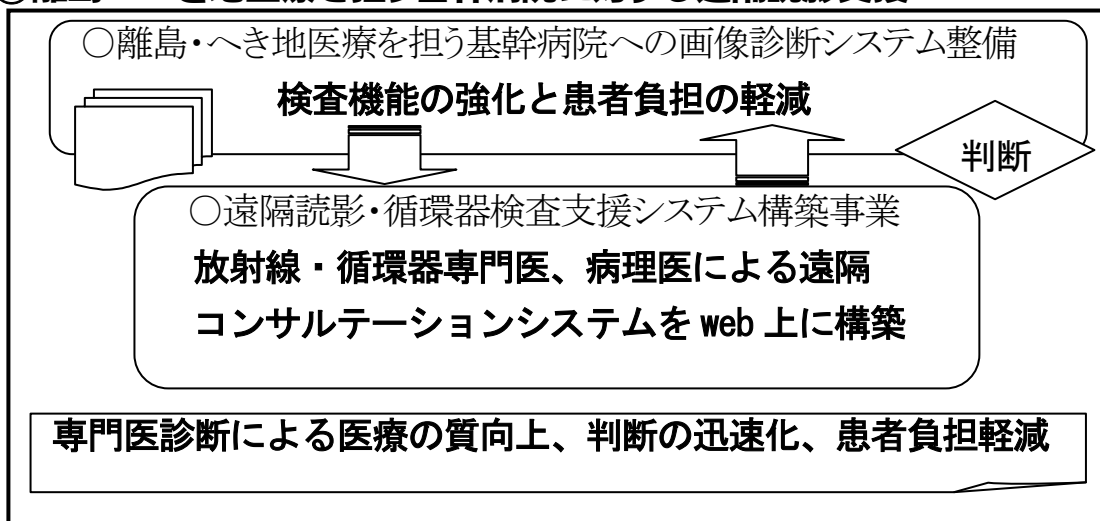
- 重症心身障害児施設の改築によるNICU後方支援
- 沖縄母子未来センター（助産師育成・母子助産事業）
- 周産期空床情報ネットワークの整備

(続く)

②障害者歯科治療に関する総合的な取り組み



③離島・へき地医療を担う基幹病院に対する遠隔読影支援



④第7次看護職員需給見通しに対応する看護職員養成、確保、資質向上

⑤結核、児童思春期精神医療、在宅医療等、これまで対応が遅れていた医療分野の課題解決

2 地域医療再生計画の着手・進行にあたって、特に留意する事項

県、各医療機関、職能団体等、医療従事者・関係者がその垣根をこえて連携・協力し、体制を構築して、目標とした医療の底上げを図る。